

2026年度 ライフウィズアート助成に関する質問・回答

1. 助成対象となる事業について……………	1～2 頁
2. 作品等の販売について……………	2 頁
3. 助成対象経費について……………	2～3 頁
4. 申請者の資格について……………	3～4 頁
5. 審査について……………	4 頁
6. 助成オンラインシステム・アカウント登録について…	4 頁
7. 提出書類・書類記載方法について……………	4～5 頁
8. 採択後について……………	5～6 頁
9. その他……………	6 頁

1. 助成対象となる活動について

質問1：対象となる活動に「同時代のアーティストやアート作品等と触れ合う場があること」とあるが、事業の一部に同時代のアーティストと言えない人の作品が含まれていても問題ないか。

回答1：問題ありません。

質問2：対象となる分野は「視覚芸術（ビジュアルアート全般）」とあるが、映画等の長編作品や、クラシックバレエなどの舞台公演は対象となるか。

回答2：映画、映像作品の公開を主とした事業は対象となります。クラシックバレエなどの舞台公演に関しては対象となりません。

質問3：2026年8月下旬に開始し、2026年9月中旬まで実施する企画を申請することは可能か。

回答3：助成の対象となる活動は2026年9月1日以降に本番（実施日）を開始するものとなります。8月31日に開始する事業を申請いただくことは出来ません。ただし、本番の準備作業に関する期間は対象期間内である必要はありません。

質問4：事業の「実施開始日」は準備期間を含むか。また、事業の「実施終了日」は、撤収期間を含むか。

回答4：準備や撤収期間は含みません。展示・公演の場合は初日から最終日まで。断続的に実施がある場合には、開始日と終了日を入力してください。

質問5：前回採択された事業をアップデートして申請したいが可能か。

回答5：可能です。ただし、企画を発展させていなければ優先度は下がります。

質問6：申請事業は無料で開催予定だが、「収入面での努力が見られない」に当てはまるか。

回答6：予算計画が妥当であり、自己資金が確実に担保できている等、他からの資金調達等が見られれば問題ありません。

2026年度 ライフウィズアート助成に関する質問・回答

質問7：映画制作の場合、実施期間は、実施内容のどこからどこまでが含まれるか。

回答7：公開を伴う事業であることが必要であり、作品制作のみでは助成対象となりません。原則的には、公開期間が実施期間となります。

2. 作品等の販売について

質問1：展示作品をモチーフにしたグッズの販売は可能か。

回答1：グッズ販売が事業の主要な部分を占めないこと。また、事業の趣旨に沿ったものであり、事業の運営上欠かすことのできないものであれば販売自体は可能です。なお、制作経費は収支予算書の支出計上枠の助成対象外経費欄へ、物販品の売り上げについては収入計上枠の該当する欄へ記載をお願いします。

質問2：作品の販売はNGか。

回答2：作品の販売を主目的として行う事業は対象外となります。

3. 助成対象経費について

質問1：対象期間外に発生した経費は、助成対象となるか。

回答1：申請事業に関わっているということが客観的に明確な場合は対象となります。ただし、支払いを対象期間内に行う必要があります。例えば、対象期間より前に清算済みの経費は対象経費となりません。

質問2：展示等を行う場合、入場者等から入場料を取り、その合計が黒字になった場合は助成金を返還する必要があるか？

回答2：助成対象事業実施後に事業実績報告書をご提出いただきます。事業の収支決算に関する報告書が黒字となっていた場合は、相当額が助成金交付決定額から減額されます。なお、事前に概算払いを行っていた場合は、概算払い額全額を返還していただきます。

質問3：対象事業の実施中にグッズの販売等で収支が黒字になることが想定された場合、事前に事務局まで相談をすれば良いか。

回答3：助成対象事業実施後にその旨を説明ください。グッズ等の物販品の制作費は助成対象外経費となりますが、売り上げは収入に計上されるため、黒字となった場合は、相当額が助成金交付決定額から減額される可能性があります。

2026年度 ライフウィズアート助成に関する質問・回答

質問4：助成対象外経費として「催事（イベント）保険等の各種保険」があるが、主催者側でイベント保険を掛ける場合、それは申請する収支予算書には書かないほうがよいか。

回答4：ご記載ください。「助成対象外経費（収支予算書に記載する経費）」は、助成の対象にはなりません、収支予算書には助成対象外経費も含め総事業費を計上していただきます

質問5：助成対象経費の上限以上に積み上げた収支予算書を提出しても問題ないか。

回答5：問題ありません。

質問6：収支予算書に記載する金額は税込みか税抜きか。

回答6：2025年度公募より、消費税及び地方消費税は全て助成対象となりません。収支予算書には税込み金額を入力することで、税抜き金額が自動計算されます。

質問7：申請団体のメンバーへの支払いは助成対象経費になるか。

回答7：申請団体からの給与等、本来業務に対する支払いは助成対象経費になりません。ただし、企画のプロデュース、トーク登壇の報酬や謝金など、申請団体の本来業務とは別の活動となる場合は請求をたて助成対象経費として計上できます。

質問8：ウェブサイト、SNSの運用費は助成対象経費に計上できるか。

回答8：助成事業特設のアカウント等の運用については助成対象となりますが、通常維持運用されているものについては対象となりません。

質問9：事業が東京を含めた複数会場で実施する場合、支出にはどう計上したらよいか。

回答9：東京分のみを按分し計上してください。

質問10：プレイベント（ワークショップなど）は助成対象かどうか。

回答10：助成対象として経費計上可能です。

4. 申請者の資格について

質問1：東京都教育委員会が共催に含まれる事業は対象になるか。

回答1：本助成では、公募ガイドラインのとおり、（公財）東京都歴史文化財団及び東京都の主催・共催事業、その他同財団及び都の補助金、支援金、助成金、委託費等が支給されている活動又は支給を予定されている活動は助成対象となりません。東京都教育委員会の共催事業は、こちらに該当するため対象となりません。

質問2：法人格を持たない団体だが、申請可能か。

回答2：任意団体でも申請可能ですが、会則、規約などの提出が必要です。

2026年度 ライフウィズアート助成に関する質問・回答

質問3：事業実施のために新規に実行委員会を立ち上げた場合、収支決算書等はないがどうしたらよいか。

回答3：実行委員会の中に法人格を持っている主幹事団体がある場合、その団体の前年度の財務諸表を代替でご提出いただくことが可能です。また、団体設立発起人の方等が属する組織が今回申請する活動と同種の活動を実施した際の収支決算書をご提出いただくことも可能です。なお、実行委員会は申請時点で設立されている必要があります。

質問4：新規に設立予定の団体で申請することは可能か。

回答4：申請時点で設立されている必要があります。

質問5 主催が実行委員会だが、実行委員会の構成団体名で申請することは可能か。

回答5 主催者名と申請者名が異なる場合は書類不備となります。

5. 審査について

質問1：審査の着眼点とプロセスを教えてください。

回答1：公募ガイドライン「6.審査のプロセス」を参照ください。また、個別の採択、不採択の事由については公表していません。

質問2：審査員はどのような方か。

回答2：芸術文化、特にビジュアルアーツに関する高い知見を有している方や、文化政策等に精通している方などをお願いする予定です。

質問3：審査員の名前は公表するか。

回答3：公表はしていません。

6. 助成オンラインシステム・アカウント登録について

質問1：一時保存機能はあるか。

回答1：申請画面に下書き一時保存機能があります。「申請の手引き」をご参照ください。

質問2：任意団体として活動をはじめ、その後に法人登録を行った。法人名は任意団体名の略称を使用。その場合、アカウント登録の申請団体名はどうしたらよいか。

回答2：アカウントに登録する申請団体名は、定款又はこれに類する規約、会則等に記載している正式な名称かつ、申請事業を行う主催の名義と同名にしてください。
任意団体の際にアカウント登録を済ませている場合は、新規申請を行う前に「アカウント情報の変更」を行い、最新の情報としてください。

2026年度 ライフウィズアート助成に関する質問・回答

7. 提出書類・書類記載方法について

質問1：前年度の団体の財務諸表がないがどうしたらよいか。

回答1：前年度の活動が無い場合は、それ以前の一番新しいものをご提出ください。

質問2：新たに団体を設立したため、財務諸表にあたる書類がない場合はどうすればよいか。

回答2：団体の構成メンバーで幹事的な役割を担う方が所属する団体等の財務諸表、もしくは団体を構成する法人格を有する団体の財務諸表等を提出してください。

質問3：誓約書に押印は必要か。

回答3：押印は必要ありませんが、自署である必要があります。

8. 採択後について

質問1：実施会場を採択後に変更することは可能か。

回答1：実施期間前に内容変更（申請情報の変更）申請をし、承認を受けることで変更が可能です。

質問2：採択後の流れについて知りたい。

回答2：審査終了後、採択団体に向けて交付説明会を行います。採択後の手続きから事業終了、支払いまでの流れはその際に説明いたします。

質問3：実施報告書の会計報告は資格を有する税理士・会計士が作成したものでなければいけないか。

回答3：有資格の税理士、公認会計士が、実施報告書（会計報告書）に誤りがないか確認したうえで署名・押印が必要となります。なお、会計士謝金は予算書にも必ず計上してください。

質問4：決算で黒字になった場合、助成金は支払われるか。

回答4：実績報告時に提出する収支決算書上で黒字になった場合（収支決算書に記載の「助成対象団体の自己資金」の欄がマイナスになった場合）は、相当額が助成金交付決定額から減額されます。助成金交付額の算定については、公募ガイドライン「7. (2) 助成金交付額を確定する際の算定方法」を参照ください。

質問5：印刷物を申請前に制作する予定。採択決定後にクレジット・ロゴを加えて再印刷すれば問題ないか。

回答5：問題ありません。

質問6：事業終了後、いつ助成金が振り込まれるのか。

回答6：事業終了後2ヶ月以内に、実績報告・会計報告をしていただきます。その後、交付額の確定、請求となり、お支払いは事業終了後3か月程度となる予定です。

2026年度 ライフウィズアート助成に関する質問・回答

9. その他

質問1：電話での質問を受け付けているか。

回答1：質問はメールにて随時受け付けております。公募ガイドライン「お問い合わせ」に記載のメールアドレスあてにご相談ください。申請書の記入方法についてのご質問は受け付けていますが、審査期間中は企画内容に関する個別の質問にはお答えできません。

質問2：同一事業をアーツカウンシル東京の他の助成プログラムに申請することは可能か。

回答2：同一事業を並行して申請することは可能ですが、「東京芸術文化鑑賞サポート助成」を除き、重複して助成されることはありません。公募ガイドライン「4. (3) 申請できる件数等」を参照ください。

質問3：ライフウィズアート助成は継続実施されることはあり得るか。

回答3：来年以降の実施状況については確定しておりません。

(2026年5月)